

沖縄県と楽天株式会社との包括的連携に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と楽天株式会社（以下「乙」という。）は、沖縄県における協働事業（以下「協働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域のさまざまな課題に迅速かつ適切に対応する観点から、IT等の特性を活かし、甲及び乙の協働による事業活動を推進し、地域の活性化と県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 協働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、各号の詳細、具体的事項等については、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

- (1) 沖縄伝統芸能・文化の振興に関する事
- (2) 沖縄の観光やブランドの振興に関する事
- (3) 沖縄県産品・農林水産物の販路拡大等に関する事
- (4) 環境保全・平和・福祉活動に関する事
- (5) 沖縄県内企業のIT活用促進に関する事
- (6) その他、IT活用による沖縄県の情報発信や施策の推進に関する事

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、この協定で得た機密に属する情報（開示に際して、相手方が機密である旨を明示した情報を指す）を相手方の事前の承諾を得ずに他に漏洩し、または第1条に定める目的以外の目的に使用してはならない。

（情報の交換）

第4条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者の報告）

第5条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに相手方へ通知するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、書面にて協定書の変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも解除の意思表示がない場合は、本協定の効力は1年間延長されるものとし、以後同様とする。

2 前項にかかわらず、甲又は乙は、1ヶ月前までに相手方に対して書面による通知を行うことにより、この協定を解消することができるものとする。

（疑義）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義等の生じた事項については、甲及び乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年2月10日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 仲井眞弘多



乙 東京都品川区東品川4-12-3
品川シーサイド楽天タワー
楽天株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷浩史

